

登録制度と生産情報公表 JAS との関係

項目	生産情報公表 JAS	登録制度(東京都)	
趣 旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者の「食」に対する信頼回復を図るため、「食卓から産地まで」顔の見える仕組みを整備する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品の生産情報の提供に積極的に取り組む食品事業者とその食品を消費者に明らかにし、食品購入時の選択に寄与するとともに、食品事業者の活動を活発にする。</li> </ul>	
仕 組 み	概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品の生産情報について、事業者が消費者に正確に伝える仕組みを、第三者機関（登録認定機関）が認証する制度。</li> <li>・全国標準として JAS 法に則り実施。</li> <li>・ JAS マークの表示</li> <li>・認証後も登録認定機関が定期的に調査を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品の生産情報を記録し、消費者に情報提供することのできる食品事業者と食品を、外部委員を含む登録審査会で審査し、東京都が登録、公表する制度。</li> <li>・登録マークの表示</li> <li>・登録後、東京都が確認調査を実施。</li> </ul>
	対象食品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・牛肉、豚肉、農産物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全食品（薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品は含まない）</li> </ul>
	認定区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定生産行程管理者（生産農家等）</li> <li>・認定小分け業者（販売業者等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品生産・製造業者登録</li> <li>・食品登録</li> <li>・流通販売業者登録</li> </ul>
	料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無料</li> </ul>
他の制度との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の自治体や団体の取組と連携。（いばらき農産物ネットカタログ、全農安心システムと連携、静岡県と交渉中）</li> </ul>	
現状と今後の展望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録件数については、公開されていない。</li> <li>・今後、加工食品等についても検討中。</li> <li>・登録認定機関数 9 機関 (H18.6.23 時点)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品全てを対象とした制度として、拡大していく可能性がある。</li> <li>・他の自治体等の制度と連携し、各地域の実態に則した安心対策として普及する可能性も大きい。当面、近隣八県との連携を拡大。</li> <li>・19年度からの3年間で、他制度の動向を把握し、制度の運営方向を検討する。</li> </ul>	

# しずおか農水産物認証制度について

## 1 背景

### (1) 食の安全・安心に対する消費者の意識、認識

- ・ 県政インターネットモニターアンケートでは 95%が食の安全性に不安を感じており、輸入農産物、農薬・抗生物質、食品添加物等が主な不安要因。
- ・ 農薬の食品への残留についての不安、不信が依然として大きく、農薬、化学肥料等を減らした生産物は安心だと感じている消費者が多い。

### (2) 食の安全についての生産者の取組

- ・ 生産履歴の記帳ほとんどの生産者が行っている。また、公的機関による農薬等の残留分析結果からみて、適正な防除が行われていると推定される。
- ・ 食品衛生法、農薬取締法等の改正にともない、ポジティブリスト制度、管理運営基準への対応など、生産段階で求められる安全管理への取組が増大している。

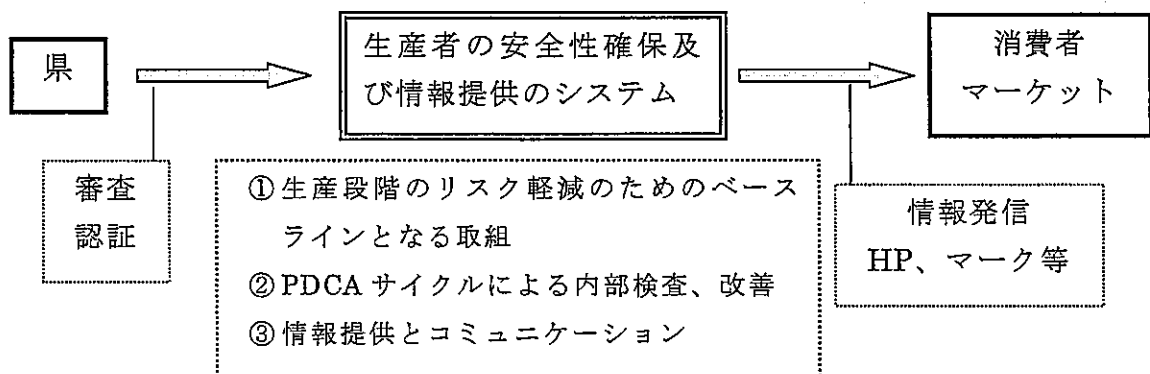
### (3) 食の安全・安心についての国内外の動向

- ・ 流通のグローバル化等により生産と消費の距離の拡大が進む中で、両者のコミュニケーションと信頼を確保する仕組みが求められている。
- ・ 欧州でのユーレップギャップの普及、食品企業の ISO22000 取得など生産工程全体の安全管理のシステム化が求められる時代になっている。
- ・ 各都道府県レベルで、地域ブランドの強化と絡めて食の安全・安心に関する認証制度等の創設が進んでいる。

## 2 趣旨

県産農水産物に対する県民の安心と信頼を確保することを目的に、生産段階における農水産物の安全性確保及び情報提供のシステムを認証する「しずおか農水産物認証制度」を制定する。

認証に基づく信頼性の高い情報を消費者やマーケットに提供することで、食の安全に対する不安の軽減、県産農水産物の信頼性の確保を図るとともに、県内生産者、産地等の安全管理レベルの向上に資する。



### 3 認証制度の概要

#### (1) 認証基準

- ①生産段階の安全性確保のためのマネジメントシステム
- ②消費者、マーケット等への情報提供とコミュニケーション

項目		取組み内容
①	生産管理	農産物 (茶を除く)
		畜産物 (肉牛)
		畜産物 (採卵鶏)
		水産物
	内部検査	内部検査の実施及び問題点の改善
	内部研修	生産者に対するルール等の周知
②	情報提供	専用 HP 登録、生産情報開示請求への対応
	コミュニケーション	問合せ、クレーム処理体制

#### (2) 認証の申請者

県内で農水産物を生産する個人、法人又は組織

#### (3) 認証審査

- ・ 認証申請者は、農林事務を經由してマーケティング室へ申請書を提出。
- ・ 県は書類審査、現地審査及び認証審査会の検討結果をもとに合否を判定する。

#### (4) 認証有効年数、監査

- ・ 認証有効年数は3年間。申請により更新が可能。
- ・ 認証取得者のシステムが適正に運営されているか確認するために、原則として年1回定期監査を実施。

#### (5) 認証取得者の遵守事項

- ・ 認証取得者は関係法令を遵守するとともに、システムの適正な運用に努める。
- ・ 認証取得者は、認証取得者の遵守事項等に関する誓約書を県に提出する。

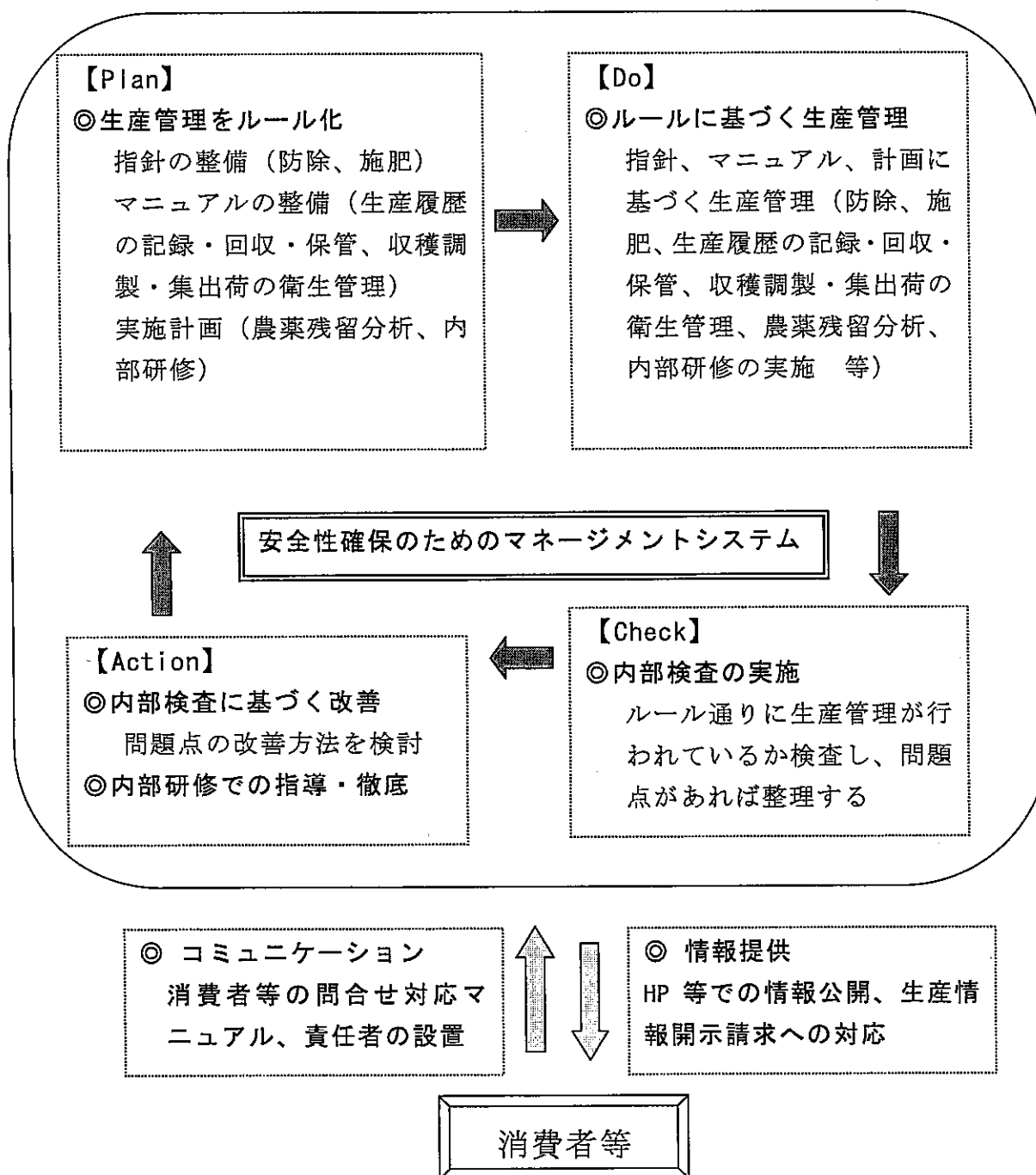
#### (6) 認証マーク

- ・ 県は認証取得者に認証マークの使用を認める。
- ・ 認証マークは、県がデザイン・規格等を定め認証取得者の自己責任で管理する。

(7) 認証の取り消し

- ・ 認証取得者について、不適正な事実、遵守事項に違反する事実が確認された場合は認証の取り消されることがある。

【参考】 認証制度の対象とする生産組織のイメージ図（農産物の場合）



■ 認証審査等のフロー

